

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

旭川厚生年金 事案336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和61年6月1日から62年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を61年6月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月1日から62年4月1日まで

昭和61年5月に、A社にB職の正社員として入社し、63年1月15日まで勤務した。

入社後、健康保険証と年金手帳をもらい、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録が昭和62年4月1日からとなっており、納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和61年6月2日（取得）から63年1月15日（離職）まで）、及びA社提出の申立人に係る「健康保険被保険者資格取得確認通知書」（C健康保険組合）に記載されている被保険者資格の取得日が昭和61年6月1日となっていることから、申立人が、申立期間のうち、同年6月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録、及びA社提出の他の従業員に係る「健康保険被保険者資格取得確認通知書」によれば、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日が確認できる63人について、健康保険の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日とおおむね一致していることから、当時、同社では、従業員について、原則として、健

康保険と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

さらに、複数の元従業員は、「B職は特殊技能職で、誰でもができる仕事ではなく、前のB職人が退職後はしばらくの間、B職人が不在になっていた。会社にとっては、いてもらわなくては困る重要な職種なので雇用条件は良かったし、厚生年金保険などの社会保険にはすぐに入れてくれたと思う。」と証言しており、申立人の前任者（B職人）も、厚生年金保険と健康保険に同日付けで加入していることが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和61年5月1日から同年5月31日までの期間については、申立人の勤務に係る同僚等の証言は得られていない上、申立人の雇用保険及び健康保険の加入記録が存在しておらず、このほか、当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、健康保険の被保険者資格の取得日（昭和61年6月1日）から昭和62年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、「健康保険被保険者資格取得確認通知書」に記載されている申立人の昭和61年6月1日時点の標準報酬月額から、17万円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和62年4月1日となっていることから、事業主は同日を申立人の資格取得日として届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る61年6月から62年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月5日から30年4月27日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月5日から30年11月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社で勤務していた期間のうち、昭和29年5月5日以降の加入記録が無い旨の回答を得た。

当該事業所には昭和30年10月末まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和28年1月に入社し、B社の採用試験に合格した30年10月まで継続して勤務していたと主張しているところ、同社は、同年4月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、「会社がC社に変わった時に、一時期、採炭を休止していた時期があった。」ことを記憶している。この記憶は、同社が適用事業所ではなくなる時期まで厚生年金保険の加入記録がある同僚の証言と一致していることから、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和30年4月27日）以降も継続して勤務していたものと推認される。

一方、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和30年9月1日である旨の記載があるが、A社及びC社における被保険者で連絡の取れた者等からは、申立人の退職時期を特定できる証言や人事記録等の資料は得られず、このほ

か、申立期間のうち30年4月27日から同年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、昭和29年3月又は同年4月に、それまでの坑外の作業から、坑内の電気設備や排水ポンプの修繕担当となった旨述べているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、元従業員の証言から、申立人と同職種（電気設備の修繕）と考えられる者についても、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和30年4月27日）に被保険者資格を喪失した記録となっているほか、元従業員の証言からは申立人の資格喪失日（昭和29年5月5日）前後の勤務形態に変更があった事情もうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月5日から30年4月27日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和29年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和30年4月27日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており確認できないが、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えるのは考え難く、事業主が29年5月5日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年5月から30年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月29日から4年7月21日まで

厚生年金保険の期間照会の回答では、A社に在職期間中の標準報酬月額が、厚生年金保険被保険者の資格取得時は28万円、平成3年10月からは30万円となっているが、当時、給与は毎月45万円くらい、多い時には52万円くらいもらっており、厚生年金保険料も毎月3万円以上天引きされていた。

退社後に、A社では、社員の給与から税金を不正に多く天引きし、役所には少なく収めていることが分かり、会社側が不正を認めて、示談金を受けて示談した。厚生年金保険についても、会社が届け出ている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていたので、当該標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成3年1月から同年9月までは28万円、同年10月から4年6月までは30万円となっているが、申立人は、申立期間における給与額は45万円から52万円であり、当該給与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しており、その証拠として当時の貯金証書の写し、4年1月の売上額が第4位であったことを示す稼働成績表、及びA社との間で交わされた示談書（平成5年5月20日付け）の写しを提出している。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社において、申立人の整理番号の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した23人のうち21人は、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額（28万円）であり、残りの2人（女性であり、事務員と推認される。）については16万円と15万円となっていることが確認できることから、21人の中に、申立人提出の平成4年1月の

稼働成績表の上位に掲載されている者も2人確認できることを踏まえれば、当時、同社では、一部の標準報酬月額の高い者を除き、入社した従業員の標準報酬月額を28万円として社会保険事務所へ届け出ている事情がうかがえる。

また、申立人は、申立期間の給与明細書及び源泉徴収票は廃棄してしまったと述べており、A社、及び示談書に記載されている同社代理人からも、当時の資料は廃棄しているため（申立内容については）不明と回答している。

一方、申立人は、事務員と乗務員を兼務し、事務員としての当初の基本給は28万円であった旨、乗務員としての給与は歩合制であった旨、及び事務員として主任に昇格して基本給が30万円となった旨述べているが、連絡の取れた元従業員からは、標準報酬月額と異なる金額に基づく厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られておらず、このほか、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年11月まで

昭和36年夏ころからA社のB事業所で、仕事がある時だけ働いた。37年2月からは臨時雇用員として働き、1年目は、月に17日間から18日間程度の仕事だった。2年目の38年5月から39年11月までは、職員と変わらない日数で、月25日間働き、上司から厚生年金保険に加入するようになったとの説明を受け、給与から保険料を控除されていた。

その後、ラーメン屋に勤めていたときに、仲間からA社の試験を受けてみないかと言われて受験し、昭和40年11月に正職員として採用された後は、定年まで勤務した。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業管理部は、「(申立人の)在籍は、昭和40年11月10日からの発令事項となっている。(申立人の)申立期間について調査したが、臨時雇用員として雇用されていた事実を証する資料等は確認できない。」と回答しており、このほか、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる資料等は得られなかった。

また、C事業管理部は、「昭和38年9月7日付け通知をもって「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」が制定され、同年10月1日から施行された。この通知によって、A社も施行日から厚生年金保険の適用事業所となっている。試用員や臨時雇用員に対しての厚生年金保険への加入は、事業所単位の裁量に委ねられていたこと、及び社会保険庁に当該記録が無いという事実と照らし合わせ

れば、当時のB事業所は厚生年金保険に加入していなかったものと思慮される。」と回答しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年10月1日であり、これより前の期間において、A社又はB事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間の後にA社の採用試験を受験した旨述べており、昭和40年11月10日からD事業所で臨時雇用員として勤務し、41年1月1日から厚生年金保険に加入しているところ、申立期間当時にB事業所に勤務していたと回答している元職員は、「臨時雇用員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言しており、43年からB事業所に班長として勤務していたと回答している元職員は、「採用の前提として、試験に合格した臨時雇用員は、常勤の臨時雇用員（待遇は職員と同じ。）として採用され、退職等で欠員があれば職員として任用され、厚生年金保険料も引かれていた。それ以外の臨時雇用員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、当時、B事業所で勤務していた臨時雇用員については、採用試験に合格した者を除き、厚生年金保険に加入させる取扱いとされていなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時に申立人と同じ雇用形態（臨時雇用員）でB事業所に勤務していた者は特定できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月5日から同年7月31日まで
② 昭和31年5月2日から同年11月30日まで

A省B事業所で職員の募集があり、面接を受けて昭和29年1月5日に準職員として採用となった。採用時に、工場長から雇用保険は掛けないが、健康保険と厚生年金保険には加入するとの説明を受けたが、後に、厚生年金保険被保険者の資格取得日が誤っている(申立期間①が厚生年金保険の未加入とされている)ことに気が付き、B事業所に厚生年金保険被保険者証を提出したところ、資格取得日が31年1月1日から29年1月5日に訂正となった被保険者証が返却された。

昭和38年ごろに年金記録の確認の文書が届いたが、内容に誤りがあったため、社会保険事務所に対して、厚生年金保険被保険者証と賃金台帳を提出して訂正依頼をしたが、同事務所では記録訂正ができないとのことで、社会保険庁本庁へ書類を送付した。ところが、1年くらい経っても連絡が無く、電話してみると「書類を紛失した。」と言われた。

申立期間②については、B事業所に所属したまま、「築堤工事」の現場に派遣されており、C社が(B事業所から)当該工事を請け負っていた。当該工事の現場で一緒に働いていた、B事業所に所属していた同僚の名前を記憶している。

いずれの期間についても、給与明細書で健康保険と厚生年金保険の保険料が控除されていた旨の記載があったことを記憶しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省提出の「職務経歴証明書」により、申立人が、申立期間①及び②において、非常勤労働者として、同省B事業所に勤務していたことが確認できるものの、社会保険事務所で保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の資格取得日は昭和31年1月1日とされており、また、同省が保管していた、当時の「厚生年金被保険者台帳」には、申立人の厚生年金保険の加入期間について、31年1月1日（取得）から同年5月17日（喪失）までの期間、及び同年11月13日（取得）から33年12月16日（喪失）までの期間である旨記載されており、このほか、同省から社会保険事務所に対して、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入する旨の届出がなされたことを確認できる資料等は見当たらない。

申立期間①について、申立期間当時にA省B事業所において厚生年金保険の加入記録が存在する元従業員のうち、同省の回答により勤務開始時期を特定できた、申立人と同職種（建設機械運転手）の非常勤労働者4人については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、勤務開始時期から、平均で1年7か月後（最長で2年8か月後）に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている。また、申立人と異なる職種の非常勤労働者6人（事務3人、技術員2人、整備工1人）についても、勤務開始当初から、平均で7か月後（最長で1年2か月後）に厚生年金保険に加入した記録となっていることから、申立期間当時、同省B事業所では、非常勤労働者について、勤務開始当初から相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認できる。

また、勤務開始時期を特定できた非常勤労働者のうち連絡の取れた者からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られなかった。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年1月5日であり、申立期間当時に、厚生年金保険被保険者証の資格取得日が訂正された旨を主張し、資格取得日の記載が訂正された年金手帳及び厚生年金保険被保険者証の写しを提出しているが、当該年金手帳については、国民年金・厚生年金保険共通の手帳となった49年ころから用いられているものである上、社会保険庁で管理するオンライン記録によれば、申立人の氏名の読み仮名が平成6年5月17日付けで訂正されており、当該訂正後の読み仮名が当該年金手帳に印字されていることから判断すると、当該年金手帳は、同日以降に発行されたものと考えられる。また、当該年金手帳及び厚生年金保険被保険者証については、厚生年金保険被保険者の資格取得日の記載の訂正箇所は、「D」なる個人の印鑑により押印されている一方で、厚生年金保険被保険者証の生年月日の記載の訂正については、当該個人の印鑑ではなく、「（社会保険事務所名）訂正」と押印され、併せて当該被保険者証の角に「生年月日訂正」と押印されていること

を考え合わせれば、申立期間当時に資格取得日の訂正がなされたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日について有効な訂正がなされたとは考え難い。

なお、申立人は、昭和29年7月31日に共済組合に加入した記録となっているが、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」（昭和33年5月1日法律第129号）等によれば、「常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が6月引き続いている期間（待期期間）を有するに至った者で、その有するに至った月の翌月以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていたもの」については、当該待期期間を経た時期において共済組合に加入する取扱いとされており、申立人についても、当該法令の施行に伴い共済組合の加入期間がさかのぼって記録されたものと考えられるところ、申立人の勤務開始時期が29年1月5日であることを踏まえれば、申立期間は共済組合に加入することとされた日までの待期期間であったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてA省B事業所に所属し、同省からC社が受注していた「築堤工事」の現場に派遣されており、当該期間における給与は同省から支払われ、同省から厚生年金保険料を控除されていた旨を主張している。

しかしながら、A省提出の「職員に準ずる者」にかかわる確認書によれば、申立人の申立期間に係る昭和31年5月17日から同年11月12日までの期間は「特殊期間」とされていることが確認できるところ、この「特殊期間」については、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第7条第1項第5号の適用について」（昭和44年1月17日付け）において、「（運転員が）建設機械と共に請負工事に派遣され請負業者から給与が支弁された期間」と定義されており、さらに、「機械等を請負工事に使用する場合の要領」（昭和30年9月A省）によれば、請負工事に派遣された運転員が常勤的非常勤職員（非常勤労働者を含む。）の場合は、請負人（請負業者）に厚生年金保険の事業主負担金相当額を負担させなければならない旨が定められているところ、同省は、「（当時、）特殊期間については、派遣先の事業所から給与が支払われており、社会保険についても、派遣先で加入するものなので、当省では一度、厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、再度取得させたのだと思う。」と回答している。

また、申立人が「築堤工事」の現場と一緒に派遣されていた同僚として名前を挙げた者のうち、A省の人事記録により申立期間②に非常勤労働者の建設機械運転手として勤務していたことを確認できた者（故人）についても、昭和31年当時に、特殊期間（昭和31年5月10日から同年5月31日まで、同年6月19日から同年9月30日まで）が存在しているところ、当該特殊期間を含む8か月が厚生年金保険に未加入となっている。一方、当該者については、32年及び33年においても特殊期間が存在しており、当該特殊期間においては、同省B事業

所とは別の事業所（請負業者と考えられる。）での厚生年金保険の加入記録が存在していることを踏まえると、申立期間当時、同省B事業所では、非常勤労働者の「特殊期間」については、請負業者において厚生年金保険に加入させるものとし、同省B事業所においては厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間②において派遣されていたと主張しているC社について、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者の記録は確認できないこと、整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、及び連絡の取れた同社の元経理事務担当者は、「当時、C社では、社員しか厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、元庶務担当者も、「A省の人は、（C社では、）厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、当時、同社においては、その勤務するすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。